

米子市上下水道局水道事業工事希望型指名競争入札実施要領

(目 的)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び米子市上下水道局建設工事執行規程（平成17年水道局管理規程第29号、以下「規程」という。）に基づき、上下水道局が行う建設工事のうち水道事業に係る工事の工事希望型指名競争入札の執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要領において「工事希望型指名競争入札」とは、上下水道局が行う建設工事を受注する能力及び意欲がある建設業者に十分な受注機会を与えることにより、公平性、競争性及び透明性の確保を図るため、入札の参加を希望する建設業者の中から参加者を選定して行う指名競争入札をいう。

(対 象)

第3条 工事希望型指名競争入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、一般競争入札及び公募型指名競争入札により入札を行わない工事とする。ただし、緊急対応工事及び年間の維持補修工事その他上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に認めたものについては、この限りでない。この場合において、指名審査委員会にはかるものとする。

(参加資格)

第4条 工事希望型指名競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を具備する建設業者とする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に定める指示又は営業停止を受けていないこと。
- (2) 対象工事に建設業法第26条に定める技術者及び現場代理人等（いずれも入札申込日以前、2か月以内に雇用された者を除く。）必要な人員を配置できること。
- (3) 米子市上下水道局入札参加資格者名簿に登録され、登録された工事種別が対象工事と同一であること。
- (4) 米子市上下水道局建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 対象工事の設計図書等（設計図書及び現場説明書をいう。）を入手していること。
- (6) 工事希望型指名競争入札と同時に工事費内訳書を提出できること。
- (7) 発注する建設工事の内容を考慮して管理者が別に定める条件を満たすこと。

(参加資格の喪失)

第5条 第8条の規定により指名をした者が、開札までの間において、前条各号に規定する資格を有しなくなったときは、その者は、当該入札に参加することはできない。

(公 表)

第6条 工事希望型指名競争入札により工事を発注しようとするときは、あらかじめ、米子市上下水道局のホームページ、掲示等により当該工事の入札の参加に必要な事項を公表するものとする。

(参加の申込み)

第7条 対象工事の工事希望型指名競争入札に参加しようとする者は、管理者が定める期限までに、入札参加申込書（別記様式第1号）を総務課あてにファクシミリで提出するものとする。

(指 名)

第8条 管理者は、前条の規定による申込みがあったときは、第4条に規定する資格を有する者をすべて指名するものとする。

2 管理者は、前項の規定により、指名しない者に対してはその理由を付してその旨をファクシミリで通知するものとする。

(不指名)

第9条 管理者は、次に掲げる入札参加申込者（以下「申込者」という。）について、その状況が改善されるまでの間、指名しないことができる。

(1) 上下水道局が発注した工事（その瑕疵修補等のための工事を含む。）の施行が著しく遅れている者

(2) 経営内容が著しく不健全であるか、又はそのおそれがあると認められる者で次に掲げるもの

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続の開始がされた者

エ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は6か月以内に小切手の不渡り処分を受けた者

(1) 貸金の支払等労働福祉の状況が著しく不健全であると認められる者

(2) 前3号に掲げる者のほか、指名審査委員会において公共工事の受注者としてふさわしくない状況にある者と認められたもの

2 管理者が、同一の入札において、申込者のうちに次の各号のいずれかの関係にある者

がある場合は、その者及びその者と当該関係にある他の申込者のうち、経営事項審査に基づく対象工事に係る発注工種の総合評定値の最も高い者以外を指名しないものとする。

(1) 申込者（その取締役を含む。次号において同じ。）が他の申込者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。

以下同じ。）である関係

(2) 申込者と他の申込者が、同一の会社の議決権保有者である関係

(3) 申込者の取締役（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。）が他の申込者の取締役を兼ねている関係

(4) 申込者の取締役と他の申込者の取締役が、同一の会社の取締役を兼ねている関係

(5) 前各号の關係に準ずる關係。

3 前条第3項の規定は、前2項の規定により指名をしない場合について準用する。

（現場説明及び設計図書等に対する質問等）

第10条 対象工事に係る現場説明会は、行わないものとする。

2 対象工事の設計図書等に対する質問を行おうとする者は、管理者が定める期限までに、設計図書等に対する質問書（別記様式第2号）を管理者あてにファクシミリで提出するものとする。

3 管理者は、前項の規定による提出があったときは、管理者が定める日にファクシミリで回答するものとする。

（入札の方法）

第11条 工事希望型指名競争入札は、指定された日時、場所へ入札書を持参する方法によるものとする。

2 前項の方法の取扱いに関し必要な事項は、管理者が別に定める。

（入札結果の公表）

第12条 管理者は、落札者が決定したときは、速やかに、上下水道局のホームページに掲示することにより公表するものとする。

（委 任）

第13条 この要領に定めるもののほか、米子市上下水道局工事希望型指名競争入札の執行に必要な事項は、別に定める。

（附 則）

この要領は、平成19年6月1日から施行し、平成19年6月1日以降に起工する建設工事から適用する。

この要領は、平成20年6月30日から適用する。

この要領は、平成27年6月8日から適用する。（文言整理）

この要領は、令和7年4月1日から適用する。